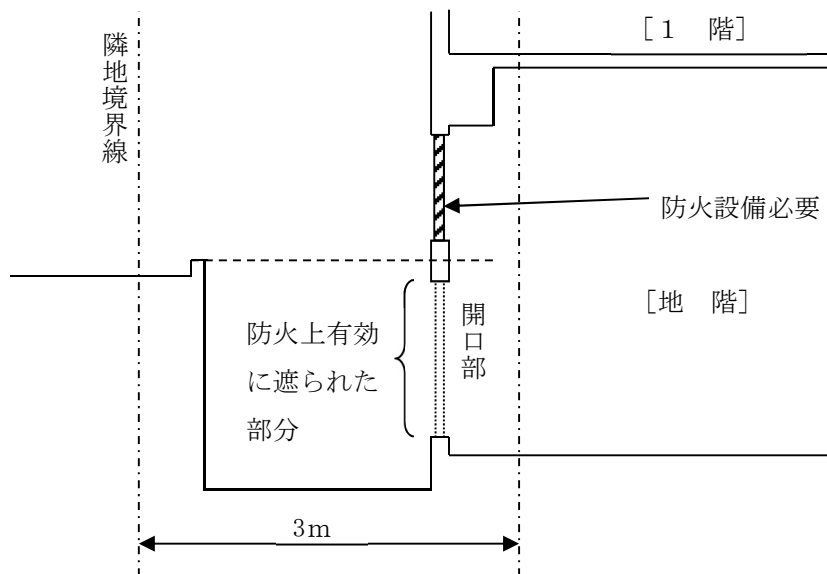


総 則	用語の定義
	法第2条第六号

地階における延焼のおそれのある部分

法第2条第六号では、地階についての延焼のおそれのある部分の規定は明記されていないが、下図のような場合は1階と同様に、延焼のおそれのある部分として扱う。



技術的助言等	
参考資料等	建築物の防火避難規定の解説 2016 (第2版) P5